明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（信用協同組合連合会との間の契約に定めなければならない事項）

第百十条の八　法第六条の五の五第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、当該信用協同組合電子決済等代行業者が信用協同組合電子決済等代行業再委託者（第百十条の四第二項に規定する信用協同組合電子決済等代行業再委託者をいう。以下同じ。）の委託を受けて法第六条の五の二第二項各号に掲げる行為（第百十条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合において、当該信用協同組合電子決済等代行業再委託者の業務（当該信用協同組合電子決済等代行業者に委託した業務に関するものに限る。）に関して当該信用協同組合電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該信用協同組合電子決済等代行業者が行う措置並びに当該信用協同組合電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに法第六条の五の五第一項の信用協同組合が行うことができる措置に関する事項とする。

（信用協同組合連合会との間の契約の公表方法）

第百十条の九　法第六条の五の五第一項の契約を締結した信用協同組合連合会及び信用協同組合電子決済等代行業者並びに同項の信用協同組合は、法第六条の五の五第三項各号に掲げる事項を、インターネットの利用その他の適切な方法により、信用協同組合電子決済等代行業者の利用者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

（信用協同組合連合会による基準等の公表方法）

第百十条の十　信用協同組合連合会は、法第六条の五の六第一項に規定する基準及び法第六条の五の五第一項の信用協同組合の名称を、インターネットの利用その他の適切な方法により、信用協同組合電子決済等代行業者及び信用協同組合電子決済等代行業者の利用者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

（信用協同組合連合会による基準に含まれる事項）

第百十条の十一　法第六条の五の六第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第六条の五の五第一項の契約の相手方となる信用協同組合電子決済等代行業者が信用協同組合電子決済等代行業に係る業務に関して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置

二　法第六条の五の五第一項の契約の相手方となる信用協同組合電子決済等代行業者が信用協同組合電子決済等代行業に係る業務の執行が法令に適合することを確保するために整備すべき体制

（信用協同組合が公表しなければならない事項）

第百十条の十二　法第六条の五の六第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第六条の五の五第一項の同意をしている旨

二　当該信用協同組合を会員とする信用協同組合連合会の名称

（信用協同組合による同意等の公表方法）

第百十条の十三　法第六条の五の五第一項の信用協同組合は、前条各号に掲げる事項を、インターネットの利用その他の方法により、信用協同組合電子決済等代行業者及び信用協同組合電子決済等代行業者の利用者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

（認定の申請書の添付書類）

第百十条の十四　令第五条の七第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　認定業務（法第六条の五の七に規定する認定業務をいう。次号及び第百十条の三十五第六号において同じ。）の実施の方法を記載した書類

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］